

ニホンジカ及びイノシシに係る狩猟期間の延長について（案）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、環境大臣が定める狩猟期間を次のとおり延長する。

1 狩猟期間を延長する対象狩猟鳥獣

ニホンジカ、イノシシ

2 環境大臣が定める狩猟期間

毎年 11 月 15 日から翌年 2 月 15 日まで

3 狩猟期間を延長する区域及び延長する狩猟期間

(1) 現行（令和 5（2023）年度）

延長する区域	延長する狩猟期間	
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町（20 市町）	11 月 1 日 ～ 11 月 14 日	2 月 16 日 ～ 3 月 15 日
	※使用できる猟具は、わな及び止めさしを目的とした銃のみ	

(2) 今回の延長（令和 6 年度～令和 12 年度）

現行の区域・期間と同様

4 狩猟期間を延長する期間

令和 6（2024）年 4 月 1 日から令和 12（2030）年 3 月 31 日まで

※ 栃木県ニホンジカ管理計画（七期計画）及び栃木県イノシシ管理計画（五期計画）の計画期間の終期まで

5 狩猟期間を延長する理由

本県では、栃木県ニホンジカ管理計画（六期計画）及び栃木県イノシシ管理計画（四期計画）の達成を図るため、3（1）のとおり狩猟期間を延長し、狩猟によるニホンジカ及びイノシシの捕獲を促進してきたところであるが、次期計画である栃木県ニホンジカ管理計画（七期計画）及び栃木県イノシシ管理計画（五期計画）の達成を図るため、引き続き狩猟期間を延長するものである。